

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、『メディアの革新を通じて、情報革命を実現し、社会に貢献する』を企業理念とし、IT(情報技術)を中心としたニュースや解説など専門性・信頼性の高い情報をインターネット経由で提供するとともに、社会的基盤としての情報コミュニティを提供し、人々の知恵と知識の向上に貢献することを経営の基本方針としております。この理念のもと、当社が継続して成長していくことが株主をはじめとするステークホルダーの方々への貢献と考えております。当社ではそのための経営統治機能としてコーポレート・ガバナンスを最重要経営課題のひとつと認識し、事業の成長やそのステージに合わせ、有効かつ効率的なコーポレート・ガバナンスを行うことで、企業価値の向上、健全な企業風土の構築を目指すことを基本姿勢としております。具体的には、経営の健全性、透明性の確保、監査役監査、内部監査の強化、社内情報の有効かつ効率的な流通などを行うことで、コーポレート・ガバナンスを機能させております。今後は、より一層の管理部門強化、及び内部統制システムの推進により、コーポレート・ガバナンスの充実と徹底に取り組んでいく所存です。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ソフトバンク メディアマーケティング ホールディングス株式会社	3,485,800	54.71
ヤフー株式会社	261,600	4.10
藤村厚夫	204,000	3.20
株式会社サンブリッジ	161,400	2.53
新野淳一	122,500	1.92
四本健	100,800	1.58
アイティメディア株式会社	100,450	1.57
樋口理	88,800	1.39
日本証券金融株式会社	73,900	1.15
アイティメディア従業員持株会	72,300	1.13

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	ソフトバンク株式会社 (上場:東京) (コード) 9984
--------	-------------------------------

補足説明 更新

ソフトバンク株式会社の被所有割合(間接所有)は59.8%であります。うちソフトバンク メディアマーケティング ホールディングス株式会社保有分55.6%及び、ヤフー株式会社保有分4.2%の合計であります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
-------------	---------

決算期	3月
-----	----

業種	サービス業
----	-------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

ソフトバンク株式会社は、当社議決権の約60%（間接所有）を保有する実質的な親会社であります。

ソフトバンク株式会社は、議決権の過半数を保有する大株主として当社株主総会決議事項に影響及ぼす立場にありますが、当社では以下のとおり、ソフトバンク株式会社（親会社）からの独立性を確保しております。

- ・ソフトバンク株式会社（親会社）が定めた「ソフトバンクグループ憲章」において、ソフトバンクグループ全体の企業価値の最大化を鑑みながら、自主独立の精神のもと、それぞれが各自の企業目的の達成を目指すものとしており、当社はこの憲章に沿った事業活動を展開しております。
- ・当社グループの事業運営面における経営判断や資金調達等については、親会社からの承認事項・制約などはなく、当社独自の判断で行なっております。
- ・当社グループでは、独自の事業計画のもとソフトバンクグループとの取引を行なっておりますが、その取引条件の決定は、市場価格を勘案し、ソフトバンクグループと関連を有しない企業と同等の取引関係を維持しております。また、これらの取引金額は、当社グループの連結売上高や外部へ支払う費用の規模から比較して軽微な金額であります。
- ・当社グループでは、法令に定められた事項その他の重要な執行業務については、取締役会において、社外取締役、社外監査役の意見を踏まえながら、十分に議論を尽くした上で決定しております。また、ソフトバンクグループの出身である役員員数は、9名中2名であり当社の経営判断を妨げるものではなく、親会社からの独立性は確保されていると判断しております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
土橋康成	他の会社の出身者	○		○	○	○		○		

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
土橋康成		当社の親会社であるソフトバンクメディアマーケティングホールディングス株式会社及び兄弟会社であるソフトバンククリエイティブ株式会社の代表取締役社長、また、兄弟会社であるソフトバンク・ヒューマンキャピタル株式会社の代表取締役会長であります。これらの会社と当社とは、広告の販売等の取引がありますが、取引金額は僅少であります。	経営者としての豊富な経験及び視点から適切な指摘及び助言等を通じて、経営のモニタリング及び監督を独立的立場から行なっていただけのもとの判断し、選任しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査は、有限責任監査法人トーマツが実施しておりますが、会計監査人は、年間の監査計画、監査方針、監査の重点項目等について監査役に説明し、協議の上これを策定しております。監査役は、会計監査人が年間を通じて監査を実施する際、監査の進捗状況について報告を受け、監査実施状況を確認し、相互に意見交換を行っております。

また、監査役は、監査終了時においては、会計監査人から指摘事項や改善事項を含めた最終の監査結果の報告を受けております。内部監査部門は、監査役と事前に協議を行ない年間の内部監査計画や内部監査の重点項目を社長の承認を得て策定し、実施しております。また、内部監査報告については、社長への報告と同時に監査役にも行なわれており、内部監査の進捗状況について、監査役は常時これを確認しております。監査役が実施した監査調査をはじめとする監査内容については、適宜、内部監査部門にも報告がなされ、相互に補完し、かつ効率的な監査を実施しております。特に問題が発生した場合は、監査役と内部監査部門は協議し、必要な監査活動を実施するよう対処しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
斎藤金義	他の会社の出身者		○							
下山達也	他の会社の出身者	○		○	○	○		○		
佐川明生	弁護士									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
斎藤金義		当社の普通株式を1,200株保有しておりますが、人的・取引関係その他の利害関係はありません。	長年にわたり財務及び経理業務の経験を重ねており、財務及び経理に関する相当程度の知見を有しております。常勤監査役として、内部監査担当部門及び会見監査人との連携において中核的な役割を果たしていただけるものと判断し選任しております。
下山達也		当社の親会社であるソフトバンクメディアマーケティングホールディングス株式会社及び兄弟会社であるソフトバンククリエイティブ株式会社の取締役であります。これらの会社と当社とは、広告の販売等の取引がありますが、取引金額は僅少であります。	米国公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、専門的見地から経営を独立的な立場で監査いただけるものと判断し選任しております。
佐川明生	○	当社の顧問弁護士であり、同氏の所属する弁護士法人クリア法律事務所と顧問契約を締結しておりますが、取引金額も僅少であり、監査役監査に影響を与えうる取引関係は無いと認識しております。	弁護士の資格を有し、企業法務に精通しており専門的知見から経営を独立的な立場で監査いただけるものと判断し選任しております。また同氏は、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意識や士気を高めることなどを目的にストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、親会社の取締役、その他

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高めるために、取締役、監査役、従業員等に対して業績貢献に応じてストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

平成24年3月期に取締役(社外取締役を除く)に支払った報酬は総額で57,421千円(5名)になります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬は、世間水準、会社業績、従業員給与とのバランスを考慮し決定しております。取締役の報酬については、役員報酬委員会で決定し承認された旨を取締役に報告しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役のうち、1名(齋藤金義)は常勤監査役として社内に常駐しており、管理本部及び内部監査室が中心になり、社外監査役職務へ適宜必要な情報の収集や資料の提供、直接のヒアリング対応等、サポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

(1)取締役会

当社の取締役会は、5名で構成され、うち1名が社外取締役であります。取締役会は毎月1回定期的に、また必要に応じて臨時に開催しており、非常勤を含めた監査役の出席のもと経営に関する重要事項についての報告、決議を行っております。5名の取締役のうち1名については経営体制強化を目的として、ソフトバンクグループから招聘したものであります。

(2)監査役会

当社の監査役会は、4名で構成され、うち3名が社外監査役であります。監査役会は毎月開催され、各監査役は各年度に策定する監査計画に従い、取締役会その他重要な会議への出席、内部監査担当部門及び会計監査人と連携して監査役監査を行っております。4名の監査役のうち、1名については監査役体制強化を目的として、ソフトバンクグループから招聘したものであります。なお、監査役齋藤金義は長年にわたり財務及び経理業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、監査役下山達也は米国公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(3)経営会議

経営会議は、常勤取締役、事業部長及び本部長により構成されており、取締役会決議事項の事前審議、全社方針の策定、予算進捗状況の確認、その他の事業課題の共有並びに解決策の検討等を行っており、毎週1回開催されております。なお、常勤監査役もオブザーバーとして出席しております。

(4)拡大経営会議

拡大経営会議は、常勤取締役、統括部長以上の幹部社員により構成されており、業務執行に関する重要事項の報告を行っており、月1回開催しております。なお、常勤監査役もオブザーバーとして毎回出席しております。

(5)内部監査室

内部監査室を内部監査担当部門(室長1名)としており、内部監査室において内部監査を実施しております。内部監査は各年度に策定する年度計画に従い、各部門の業務監査、監査結果の代表取締役社長への報告、業務改善指導、改善状況の確認等を代表取締役社長直轄で行っております。監査役会及び会計監査法人に対しては、業務監査結果を報告することで監査役及び会計監査人との連携を図っております。

(6)会計監査人の状況

親会社であるソフトバンク株式会社との連結決算の観点など適切な監査を実施するため、同社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツを選任しております。

a. 業務を執行した公認会計士の氏名
浅枝芳隆(有限責任監査法人トーマツ)
津田英嗣(有限責任監査法人トーマツ)

b. 監査業務に係る補助の構成

公認会計士 3名
その他 4名

(7)報酬決定機能

取締役の報酬は、世間水準、企業業績、社員給与とのバランス等を考慮し、役員報酬委員会によって決定し、承認された旨を取締役に報告しております。

(8)情報セキュリティ

情報セキュリティに関する様々な脅威から情報資産を保護するために、情報セキュリティ委員会を毎月1回開催し、リスク管理、危機時対応、社員への啓発・教育を実施しております。また、個人情報やコンプライアンスに関しては、当社顧問弁護士によるセミナーやeラーニングによる社員教育などの啓蒙活動に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役設置会社であります。ソフトバンクグループの経営者として業界、経営管理に精通し幅広い見識を有している社外取締役が、経営者の見地から当社の業務執行を監督し、会計・法律等専門的見地を有する社外監査役が、常勤監査役(社外監査役)を中心に内部監査担当部門及び会計監査人と連携して監査を行なうことにより業務の適正を確保されていると考えているため、本体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	いわゆる集中日を避け、6月の中旬に実施するようにしております。平成24年度の定時株主総会は6月15日に開催いたしました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則として四半期の決算発表日のうち年2回、投資家及びアナリストの皆様向けの決算説明会を実施する予定です。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内のIRサイト(http://corp.itmedia.co.jp/corp/ir/)上に、決算発表日に決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書・四半期報告書、会社説明会資料、事業報告書等、対外的に発表した資料を掲載していく予定です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社のIRは経営企画部が担当しております。代表取締役及び情報取扱責任者と連携をとりながらIR活動を進めております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

■内部統制システムについての基本的な考え方

当社は、平成18年5月18日開催の取締役会において、会社法第362条及び会社法施行規則第100条に基づく「内部統制システムの整備の基本方針」について、平成20年4月17日及び平成21年5月21日開催の取締役会において一部改正することを決議し、当社の業務の適正を確保する体制について次の通り整備することとしております。

「内部統制システムの整備の基本方針」

【1】取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)内部監査室

内部監査室は、事業活動全般にわたり、「内部監査規程」に基づく業務監査を実施することにより、法令・定款・企業倫理及び社内規則等の遵守を確保しております。

(2)コンプライアンス体制

取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように「コンプライアンス基本方針」及び「企業行動基準」を定め、その徹底を図るために、「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議するとともに、活動推進部門を設置し、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓蒙教育を実施しております。

(3)内部通報制度

コンプライアンス上、疑義ある行為については、社内の通報窓口（総務人事部）あるいは社外の弁護士・専門家を通して、取締役及び使用人が通報できる内部通報制度を制定しております。

【2】取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切・確実に、かつ検索及び閲覧可能な状態で定められた期間、保存・管理しております。取締役及び監査役から閲覧の要請があった場合は速やかに閲覧に供することとしております。

【3】損失の危険の管理に関する規程その他の体制

対策本部

組織横断的なリスクについては、社長を本部長とする「対策本部」を設置するとともに、「リスク管理規程」を定め、同規程に基づくリスク管理体制を構築しております。また、リスクのうちコンプライアンスに関しては、チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）、情報セキュリティに関しては、「情報セキュリティ基本規程」に基づき、情報セキュリティ責任者であるチーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー（CISO）を選任するとともに、管理本部長を長とする情報セキュリティ委員会を設置し、情報の保存および管理に関する体制を整備しております。なお、新たに生じたリスクについては、対応責任者を定め、速やかに対応するものとしております。

【4】取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

以下に定める方法により、取締役の職務の執行の効率性を確保しております。

(1)取締役及び使用人が共有する全社的な目標を単年度・中期に定め、この浸透を図るとともに、目標を具体化するための業績目標及び予算を設定した経営計画を策定しております。

(2)各部門を担当する取締役は、各部門が目標を達成するために実施すべき具体的な施策及び権限委譲を含めた効率的な業務遂行体制を決定しております。

(3)月次業績はITシステムを積極的に駆使し迅速に管理会計データ化し、取締役会、担当取締役、経営会議、拡大経営会議に報告しております。

(4)取締役会は、毎月、計画の進捗状況を確認・分析し、目標未達の場合には、その要因を排除・低減する改善策を報告させております。

(5)上記(4)の議論を踏まえ、各部門を担当する取締役は各部門が目標を達成するために実施すべき具体的な施策及び権限委譲を含めた効率的な業務遂行体制を改善しております。

(6)反社会的勢力からの不当な要求等に対しては、組織全体で毅然とした姿勢で対応しております。

【5】当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」を定め、同規程に基づく当社への決裁・報告制度によりグループ各社の経営管理を行なっております。

【6】監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役を補助する使用人を置くものとしております。なお、使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の意見を尊重した上で行なうものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保することとしております。

【7】取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

(1)取締役及び使用人は当社及びグループ各社の業務または業績に与える重要な事項について監査役に報告しております。監査役は経営会議、拡大経営会議、情報セキュリティ委員会、内部監査報告会、財務経理会議等の重要会議に出席し（欠席の場合は議事録の回付）、重要な稟議書・報告書の回付により報告を行うものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、または当社及びグループ各社に損害を及ぼす事実を知った時は、遅滞なく個別に報告することとしております。なお、前記に関わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対し報告を求めております。

(2)監査役は、会計監査人、内部監査部門、グループ各社の監査役と情報交換に努め、連携して当社及びグループ各社の監査の実効性を確保しております。また、監査役は代表取締役社長と定期的に意見交換を行なっております。

【8】財務報告に係る内部統制の整備及び運用に対する体制

(1)内部監査室は、当社の財務報告の信頼性を担保し、金融庁より平成18年6月に公布された金融商品取引法第24条4の4に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、代表取締役社長の指示のもと財務報告に係る内部統制を整備し、運用する体制構築を行なっております。

(2)取締役会は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用に対して監督責任を有し、その整備状況及び運用状況を監視しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

■反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力による被害の防止を業務の適正を確保するために必要な事項として、「内部統制システムの整備の基本方針」において、「反社会的勢力からの不当な要求等に対しては、組織全体で毅然とした姿勢で対応しております。」と明文化しております。

■反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、反社会的勢力排除に関して「コンプライアンスマニュアル」に明文の根拠を設け、組織全体として対応することとしております。社内体制としては、反社会的勢力による不当な要求が発生した場合の対応を統括する部署（管理本部）が、反社会的勢力に関する情報を一元

管理し、反社会的勢力との関係を遮断するための組織的取組みを支援するとともに、警察庁・都道府県警察本部等との連携等を行なうこととしております。反社会的勢力からの不当な要求に対しては、管理本部は、上記機関に相談し対応することとしております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

現時点において具体的な施策は設定しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特記すべき事項はありません。

